

## 第8章 ポリエチレン管

配水管等に使用するポリエチレン管については、「水道施設設計指針（7.5.3 管種）」に定めるポリエチレン管を標準とする。

### （1）適用範囲

離島地区（大島、地島等）において耐震性が要求される箇所には、原則としてポリエチレン管を使用する。

ただし、使用水圧が0.75 MPaを超える場合には前述の限りではない。

### （2）接合形式

電熱線による加熱融着（以下「E F接合」という。）接合方式を使用する。

### （3）異形管接合部

異形管接合部については、下記のとおりとする。

#### 1 曲がり部

曲がり部はE F接合とし、45度以下のベンド管を使用する。

#### 2 異種管との接合部、仕切弁設置部

メカニカル形継手による接合とする。

#### 3 分岐部

メカ形丁字管もしくはフランジ付メカ形丁字管による接合とする。

#### 4 消火栓、空気弁設置部

台付フランジ付メカ形丁字管による上向き分岐接合とする。

#### 5 分水部

本管理設時の分水工事については、E F接合によるサドル分水栓設置とする。

本管理設後の分水工事については、鋳鉄製サドル分水栓設置とする。

### （5）分岐工事

ポリエチレン管に分岐工事を行う場合は、原則として不斷水割丁字管ではなく、断水によるフランジ付メカ形丁字管の切込み分岐工事とする。

### （6）配管施工

布設部には管保護のため、管下10cm管上20cmに敷砂を行う。

仕切弁設置・異種管接合箇所については、ダクタイル鋳鉄異形管の防食対策としてポリエチレンスリーブを施工する。